

第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第2項並びに児童福祉法第33条20に基づく「第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務公募型プロポーザル仕様書」（以下「別紙」という）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

(5) 提案限度額

3,502,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。なお、上限額を超えた提案は無効とする。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 山添村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

(5) 過去5年間に、自治体等において本業務と同種類の契約又は同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。

3. 応募手続き等

(1) スケジュール

令和8年4月1日(水)	募集要項の公表
令和8年4月15日(水) 午後5時まで(必着)	質問の受付
令和8年4月20日(月)	質問に対する回答
令和8年4月20日(月) 午後5時まで(必着)	参加表明及び提案書・見積書の提出期限
令和8年4月24日(金)	審査委員会
令和8年4月30日(木)	最終審査結果通知(予定)

(2) 質問の受付

募集要項などに対し質問がある場合、次のとおり質問を受け付ける。

受付期間	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月15日(水)午後5時まで(必着)
受付方法	電子メールにより受け付けます。
提出様式	「質問書」(様式第3号)により、電子メールにて提出すること。
注意事項	○様式は、本村ホームページからダウンロードすること。 ○電子メールの件名は、【(事業者名) 第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務への質問書】とすること。 ○電子メールを送信後、提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。

(3) 質問に対する回答

回答日	令和8年4月20日(月)(予定)
回答方法	質問者への個別回答(電子メール)とする。 ただし、村で公開が必要と判断した質疑回答は、本村ホームページに掲載する。

4. 参加申込の提出内容及び提出方法

(1) 参加申込書の受付

応募しようとする事業者等は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

受付期間	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)
------	---

受付方法	郵送又は直接持参により受け付ける。
提出様式	応募時には、次の書類を各1部提出すること。 ①参加申込書（様式第1号） ②企画提案書提出届（様式第2号） ③企画提案書（任意の様式） ④会社概要書（任意の様式） ⑤見積書（任意の様式） ⑥納税証明書 ※写しでも可
注意事項	○様式は、本村ホームページからダウンロードすること。 ○郵送の場合は、下記住所宛へ郵送すること。

(2) 企画提案書

企画提案書には、次の内容について提案すること。

提案項目	①業務実施方針について ②業務実施体制について ③業務実施スケジュールについて ④アンケート及びヒアリング調査の集計と分析について ⑤その他、本計画を策定するうえで、村にとって有意義と思われる独自提案があれば提案すること
補足事項	○企画提案書は、以下の項目を記載すれば、任意の様式で差し支えない。 ○用紙の大きさは、A4判片面（縦・横いずれも可）、横書き、左綴じを原則とする。（図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とします。） ○提出された企画提案書等は返却しない。 ○必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

5. 評価・選定方法

(1) 評価の方法等

提出された企画提案書の審査については、庁内で組織する審査委員会において、提出された企画提案書の内容を、以下の審査項目により審査する。

	審査項目	評価内容
1	全体評価	○業務内容（目的、課題等）の理解、及びそれに対処するための知識等は十分であるか。 ○仕様書の内容を的確に捉え、村が行っている障害福祉の業務改善や問題解決が図られる提案であるか。
2	提案事項	○業務の流れと作業内容が具体的かつ実施可能な提案となっているか。

		<p>○現状把握や課題抽出、アンケートの分析方法が適切で実施可能な提案となっているか。</p> <p>○計画の考え方が現計画の課題を解決し、障害福祉の計画として適切な提案となっているか。</p>
3	運営体制	<p>○本業務の進捗を管理し、確実に実施できる体制（人員配置等）が整っているか。</p> <p>○本業務と類似した業務履行実績などから本業務を効果的に遂行できる能力があるか。</p>
4	その他	<p>○点数（5点）×（提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格）※小数点以下第2位を四捨五入する</p> <p>○計画改定の業務精度を高め、円滑に進めるための独自の提案はあるか。</p>

（2）審査委員会の開催

ア 審査の方法等

- ・審査委員会において審査を行い、最上位の者を委託先候補者に選定する。
- ・審査委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託先候補者とする。

イ 審査結果の通知日

令和8年4月30日（木）（予定）

ウ 審査結果の通知方法

- ・審査の結果は応募者全員に書面で通知する。
- ・採択した企画提案は、実施方法・執行額などについて条件を付す場合がある。

エ その他

- ・審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めない。
- ・審査委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

6. 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

（1）契約内容等の協議

- ア 業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と村の間で協議のうえ契約内容を決定する。なお、協議のうえ企画提案の一部を変更する場合がある。
- イ 委託先候補者と村との間で協議が整わない場合は辞退とし、次点の提案者を委託先候補者とし、同様に協議する。

（2）契約方法

- ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
 - イ 別途契約書を作成する。
 - ウ 村が定める上限額の範囲内で契約を締結する。
- (3) 一括下請け及び再委託の禁止
- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に村の承認を得た場合はこの限りではない。
 - イ 企画提案の段階で、上記承認を得る必要はない。
- (4) 委託料の支払い
- 本業務に係る委託料の支払い方法等は、両者協議のうえ決定する。

7. その他

- (1) 募集要項等の修正等
- 募集要項等に修正等があった場合は、速やかに本村ホームページで公開する。
- (2) 本募集の凍結・中止
- 本村は、天変地異、政策変更等、やむを得ない事情のある場合は、本募集を凍結し、又は中止する場合がある。
- (3) 応募に関する事項
- ア 本募集の応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
 - イ 提出書類は、返却しない。
 - ウ 応募者から提出された資料等については、山添村情報公開条例の対象となり、同条例第10条及び第11条に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合がある。
- (4) 管轄の合意
- 本募集に関する訴訟については、全て奈良地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
- (5) 担当課
- 本公募の各種書類の提出先や問い合わせ先、受付時間は次のとおりとする。
- 所 属：山添村住民福祉課
- 住 所：〒630-2344
奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
- 連絡先：0743-85-0045
- E-mail：jyuminfukushi@vill.yamazoe.nara.jp
- (受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）)